

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望

平成 27 年 11 月 19 日
宿題返し

(所得税) No. 3 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金
に係る債務免除益の非課税措置の創設

【目次】

1. 現在貸与されている各地方公共団体の修学等資金の範囲について	1
2. 2次ヒア資料の 13 頁及び 16 頁の記載について	2
3. 「地域枠」、「地域医療再生基金」、「地域医療介護総合確保基金」 及び「医療提供体制の基幹となる制度・基準等」について	5

厚生労働省医政局地域医療計画課

- 1 現在貸与されている各地方公共団体の修学等資金は学資金の範囲に収まっているといえるのか（学資金の範囲を超えた資金の貸付を行っている例は無いと言えるか、真に学資に充てられているのか）

（答）

1. 調査を行った修学等資金については、「入学金又は入学支度金」、「授業料」、「修学一時金」、「教材購入資金」、「実験実習費」、「生活資金」等の費目が示されている。（なお、費目を特に定めずに、月額何万円という形で定めているものもある。）
2. 今回調査を行った市町村のうち、課税対象となり得る修学等資金貸与事業を行っているのは 91 市町村であり、名古屋国税局の例を踏まえ、国立大学及び私立大学の平均額を用いて分類すると以下のとおり。

国立大学（1,070 万円以下）	21 市町村
私立大学（2,385 万円以下）	91 市町村

（注1）国立大学（1,070 万円）は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 19 年文部科学省令第 40 号）に基づき、国立大学の授業料 × 6 年間 + 入学金 + 十月 10 万円 × 6 年間で計算

（注2）私立大学（2,385 万円）は、平成 25 年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員 1 人あたり）の調査結果について（文部科学省）に基づき、私立大学の授業料 × 6 年間 + 入学金 + 十月 10 万円 × 6 年間で計算

（注3）最大貸与額では超過している市町村もあるが、確認したところ入学金等は実費で支払われており、それを踏まえて計算すると範囲内に収まる。

3. 名古屋国税局の考え方に基づき、私立大学の平均額で計算した場合、全ての事業が、修学する上で必要と認められた範囲内に収まる。

2 2次ヒア資料の13頁で99市町村は市町村内に市立病院等以外の病院が無いと説明しているが16頁の課税されるもの91件と整合性がとれていない。後者の数字は事前提出いただいた調査概要の数字と同一であるがどちらが正しいのか？資料を更新されているのであれば、更新後の資料を提出されたい。

(答)

99市町村は、修学等資金貸与事業を実施している154市町村のうち、市町村内に、返還免除の要件として指定する医療機関以外の病院が無い市町村であり、課税となるかどうかとは直接関係していない。13頁の「修学等資金貸与事業を実施している154市町村のうち、99市町村（64%）は、市町村内に市立病院等以外の病院がない」は、「課税対象となる可能性がある91市町村のうち、56市町村（62%）は、市町村内に市立病院等以外の病院がない」に訂正させていただきたい。

※更新後の資料は、P 3、4に掲載。

当該税制改正が必要となるケースの整理について
(※「医師の負担能力を超える過度な課税の回避という目的のための要望
として
非課税を要望する理由」を含む)

(修学等資金の性質について)

- 地方公共団体が医学生等に貸与する修学等資金については、入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務したことを要件に、当該修学等資金の返還債務を免除する制度であり、医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、自由開業性の日本において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっている。
- 修学等資金は入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用を貸与するものとして、学資金の性質を有するものであり、本来、課税されるべき性質のものではないと考えられる。

(地方公共団体の状況)

- 今回要望の対象としている事案は、修学等資金の返還を免除する要件として、当該修学等資金の貸与者である市町村が経営する市立病院等への勤務以外の勤務先を提示できない場合である。
- 課税対象となる可能性がある 91 市町村のうち、56 市町村 (62%) は修学等資金貸与事業を実施している 154 市町村のうち、99 市町村 (64%) は、市町村内に市立病院等以外の病院がない状況であり (※)、そもそも、こうした修学等資金貸与事業を実施している市町村ほど、医師不足が深刻で民間の医療機関の開設が望めず、勤務先となり得る病院が公的医療機関しかないという実態を踏まえる必要がある。

(※) 平成 27 年 7 月厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

(医師の負担について)

- 医学生等の修学等資金は、概ね 6 年間という長期にわたり、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用について貸与するものであり、総額で 1,400 万円程度となる。

- 多くの市町村等において、債務免除の時点は、医療機関に勤務後、貸与期間の1～1.5倍程度の期間を経過した時点としているが、債務免除益が課税となった場合、一度に給与の半額近くの所得税が課税されることとなり、軽い負担と言うことはできない。

(※) 大学6年間、修学等資金の貸与を受けていた医師（配偶者1名、被扶養者1名）が9年間、指定の医療機関で働き、一括して債務免除される場合の課税額

給与：約1,506（万円）

修学等資金貸与額（6年間合計）：約1,421（万円）

課税額（所得税）：約702（万円）

- なお、分割による債務免除については、
 - ・ 一定の勤務期間経過後に一括して免除する方法の方が、免除の条件としている期間、医師を継続して確保できる見込みが高まること
 - ・ 分割免除は事務手続が煩雑になることから適当ではないと考える。
- 当方からの要望としては、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金については、貸与された全期間の総額につき、その債務免除益に課税しないことを要望する。

3 2次ヒアでご説明いただいた（資料11頁）①地域枠、②地域医療再生基金、③地域医療介護総合確保基金の法律上の位置付けは何か、また「医療提供体制の基幹となる制度・基準等」とは具体的に何かお示しいただきたい。

（答）

- ①地域枠：大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第3条第1項第1号
- ②地域医療再生基金：予算措置
- ③地域医療介護総合確保基金：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条

「医療提供体制の基幹となる制度・基準等」については、医療法を念頭に置いている。

（参照条文）

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）（抄）

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

○地域医療介護総合確保基金：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）（抄）
(基金)

第六条 都道府県が、都道府県計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業（第九条において「都道府県事業」という。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一條の基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の二を負担するものとする。